# 梨県公

第二千五号

平成二十一年

木

日 平成二十一年十二月十七日

十二月十七日

### 次

目

示

土地収用事業の認定...... 県営土地改良事業の完了 ( 三件 ) .......

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令...... 山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令.....

開発行為に関する工事の完了について ( 二件 ) ...... 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請...... 

#### 告 示

### 山梨県告示第三百八十九号

をもって完了した。 県営土地改良事業 ( 今川地区地域環境整備事業 ) の工事は、平成二十年五月二十二日

平成二十一年十二月十七日

山梨県知事 横 内

正

明

められる。

### 山梨県告示第三百九十号

四月二十七日をもって完了した。 県営土地改良事業 (上九一色地区中山間地域総合整備事業)の工事は、 平成二十一年

平成二十一年十二月十七日

山梨県知事

横 内 正

明

## 山梨県告示第三百九十一号

Щ

梨 県

公

報

第二千五号

平成二十一年十二月十七日

県営土地改良事業 (加賀美地区経営体育成基盤整備事業)の工事は、 平成二十一年三

月三十一日をもって完了した。

曜

山梨県告示第三百九十二号

山梨県知事

横

内

正

明

により、次のとおり土地収用事業の認定をした。 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「法」という。)第二十条の規定

平成二十一年十二月十七日

起業者の名称

山梨県知事

横

内

正

明

六六五

六六五

北杜市

事業の種類

六六六 六六六

起業地 北杜市長坂町長坂上条字大日向地内

北杜市長坂総合支所等駐車場整備事業

収用の部分

几 事業を認定した理由 使用の部分 なし

六六七

六六七

法第二十条第一号要件

長坂総合支所等利用者の駐車場を整備するもので、法第三条第三十二号に掲げる 地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。 北杜市長坂総合支所等駐車場整備事業 (以下「本件事業」という。) は、北杜市

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

源措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認 北杜市 (以下「起業者」という。) は、本件事業の実施に当たり、既に必要な財

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

申請事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、平成十六年十一月、平成十八年三月の二度にわたる合併により誕生

ュニティ・ステーション及び北杜市長坂町農村環境改善センターが併設されてお したが、各地域の特性を生かすために八つの総合支所を設置している。 このうち、北杜市長坂総合支所の敷地内には、総合支所の他、北杜市長坂コミ

り、また、交通の利便性が高いことから地元市民だけでなく、北杜市全域から多

Ш

くの利用者が訪れている。

台分の駐車スペー スが確保されているが、混雑する時間帯においては駐車できな い車両が発生するなど、慢性的に駐車場が不足している状況にある。 しかしながら、これらの施設に係る駐車場は、三施設共有で、現在、百四十三

認められる。 が図られるなど、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると な駐車場不足が解消され、北杜市長坂総合支所等利用者の利便性と安全性の向上 本件事業が完成すると、必要とされる駐車場が確保されることとなり、慢性的

申請事業の施行により失われる利益

であると認められる。 設置等、必要な対策を施すことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微 考えられるが、起業者は工事施行に当たっては、低騒音型重機の使用や防護柵の 本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動等が

代替案との比較

のとして決定されたものであると認められる。 比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なも 積が確保でき、また、利便性、経済性等の要件を考慮し選定された三案について 本件事業の施行位置については、北杜市長坂総合支所周辺にあって、必要な面

比較衡量

も適切であると認められる。 られるとともに、三で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最 果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認め  $(\cdot)$ で述べた得られる公共の利益と $(\cdot)$ で述べた失われる利益を比較衡量した結

られるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。 したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認め

4 法第二十条第四号要件

申請事業を早期に施行する必要性

同敷地内には、市営路線バスの待機所を兼ねた車庫があるが、混雑時においては 駐車スペース以外への駐車が後を絶たないため、路線バスの運行に支障をきたし 現在、長坂総合支所等の駐車場は、慢性的な駐車場不足の状況にある。また、

これらの状況から、早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められ

る

(-)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。 本件事業に係る起業地の範囲は、起業者が実態調査を実施し、 必要とされる面

にはなじまないため、収用することは合理的であると認められる。 また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用

収用する公益上の必要性

で、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。 以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるの

5

すると判断することができる。 1から4までで述べたとおり、 本件事業は、 法第二十条各号の要件をすべて充足

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

北杜市総務部総務課

五

#### 訓 令

### 山梨県訓令甲第十七号

本

関庁

労働委員会事務局

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月十七日

山梨県知事

内 正

明

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

のように改正する。 山梨県職員の勤務時間に関する規程(昭和二十八年山梨県訓令甲第十号)の一部を次

第一条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

#### 附

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

### 山梨県訓令甲第十八号

本

庁

出 先 機 関

労 働委員会事 務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月十七日

山梨県知事 横 内

正

明

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

ಠ್ಠ 山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正す

第十六条第二項中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する

#### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十一年十二月十七日

山梨県知事 内 正 明

申請のあった年月日 平成二十一年十二月八日

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- 1 名称 特定非営利活動法人山梨県更生保護就労支援事業者機構
- 2 代表者の氏名 宮川睦武
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市宝一丁目四番二号
- 4 定款に記載された目的

の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ (犯罪者や非行少 個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 により、就労支援対象者の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって 象者の就労を支援し、就労支援対象者が再び犯罪や非行に陥ることを防止すること を受ける者を、以下「就労支援対象者」という。)、事業者の立場から就労支援対 本機構は、犯罪者や非行少年が善良な社会の一員として更生するためには、就職 更生保護事業法第二条第二項各号に掲げる者をいい、そのうち就労の支援

> Ξ 縦覧期間 平成二十一年十二月十一日から平成二十二年二月十日まで

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の

センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十二月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

申請のあった年月日 平成二十一年十二月七日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人ものづくり支援機構
- 代表者の氏名 加藤正芳
- 3 主たる事務所の所在地 富士吉田市下吉田七百五十七番地
- 4 定款に記載された目的

な事業分野を創出するため、産学官金交流、人材育成、コーディネート事業などを この法人は、主に山梨県内における製造業が、新技術・新製品開発を通じて新た

を目的とする。 行い、行政、商工支援団体等と協働して地域のものづくりの活性化に貢献すること

Ξ 縦覧期間 平成二十一年十二月八日から平成二十二年二月七日まで

• 開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十一年十二月十七日

山梨県知事

横

内

正

明

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二八四の一、一二八四の二、一二八四の三、一二八四の四及び道路の区域 昭和町飯喰字村西一二八一の一、一二八一の三、一二八三の一、一二八三の三、一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区港南二丁目十八番一号 株式会社はま寿司 代表取締役 佐藤真人

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為